

電気用品安全法

登録検査機関業務実施要領

(登録検査機関向けガイド)

平成26年1月1日

経済産業省

商務流通保安グループ

製品安全課

改訂履歴

	制定改正年月日	主 な 改 正 点
1	平成 25 年 4 月 10 日	・ 新規制定
2	平成 26 年 1 月 1 日	・ 省令等の制定改正日を最新のものに更新（表 1） ・ 証明書の名称を「適合証明書」に統一（5, 6, 7, 8, 9 項） ・ 1号検査に係る記述等の見直し（8. 1. 2(1)項） ・ 適合同等証明書交付手順の記述等の見直し（9. 3. 2 項） ・ 電安法等の関連する規定一覧を追加（別添資料）

目 次

1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 関係法令等	1
4. 適合性検査の概要	3
5. 適合性検査に要求される事項	4
5.1. 電安法の法令要求事項	4
5.1.1 登録	4
5.1.2 登録の更新	5
5.1.3 適合性検査の義務	5
5.1.4 業務規定(変更)届出	5
5.1.5 事業所の変更	7
5.1.6 業務の休廃止	7
5.1.7 登録の取消し等	7
5.1.8 帳簿の備え付け	8
5.1.9 財務諸表の備置及び閲覧	8
5.2. 適合性検査に関する電安法以外の要求事項	8
6. 適合性検査機関の組織と運営	9
6.1. 適合性検査業務の実施体制の構築	9
6.2. ISO/IEC 17065:2012 の適用の一部除外について	10
7. 適合性検査申請に対する取り扱い	11
7.1. 申請の受け付け	11
7.2. 委任状の取り扱い	12
7.3. 製造工場の取り扱い	12
7.4. 適合性検査の継続	12
8. 適合性検査の実施	13
8.1. 試験及び工場調査の実施並びに結果の評価	13
8.1.1 適用基準の選定	13
8.1.2 適合性検査の実施方法	13
8.2. 適合性検査の最終決定	14

9.	適合証明書の交付	16
9.1.	適合性評価の様式	16
9.2.	適合証明書の交付	16
9.3.	適合証明書の追補と副本	16
9.3.1	事業者の変更に関する対応について.....	16
9.3.2	適合同等証明書と副本の交付	17
10.	苦情及び異議申し立て	20
11.	各種様式	21
11.1.	電気用品安全法施行規則に基づく様式.....	21
11.2.	登録の際に必要な様式例	25
11.3.	適合性証明書等様式	27
別添資料	登録検査機関に対する電安法・施行規則の規定	33

1. 目的

電気用品安全法(昭和36年法律第234号)(以下、「法」という。)第9条で規定する登録検査機関が国内登録検査機関にあつては法第33条及び外国登録検査機関にあつては法第42条の3に基づき、適合性検査を公正に、かつ、技術基準に適合する方法で実施するための具体的な運用について定めるものである。

2. 適用範囲

登録検査機関における適合性検査業務について適用する。

3. 関係法令等

登録検査機関の業務は、「表1 登録検査機関の業務実施に係る関係法令等」に示す関係法令等の最新版を適用しなければならない。

表1 登録検査機関の業務実施に係る関係法令等

平成26年1月1日現在

	文書名	文書番号	発行・改正年月日 (最新交付年月日)	文書種別
1	電気用品安全法	昭和36年法律第234号	昭和36年11月16日 (平成23年12月14日)	法令
2	電気用品安全法施行令	昭和37年政令第324号	昭和37年8月14日 (平成24年4月30日)	法令
3	電気用品安全法施行規則	昭和37年通商産業省令第84号	昭和37年8月14日 (平成25年7月1日)	法令
4	電気用品の技術上の基準を定める省令	平成25年経済産業省令第34号	平成25年7月1日	法令
5	電気用品の範囲等の解釈について	平成24・03・21 商局第1号	平成24年4月2日	通達
6	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について	20130605 商局第3号	平成25年7月1日	通達

	文書名	文書番号	発行・改正年月日 (最新交付年月日)	文書 種別
7	電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準	経済産業・環境省告示第9号	平成19年10月1日	告示
8	電気用品安全法施行規則第25条第3項第十号に規定する国際約束等	経済産業省告示727号	平成13年12月21日	告示
9	経済産業大臣の処分に係る標準処理期間に関する規定	平成17-05-12資第1号	平成17年5月19日	通達
10	製品認証機関に対する一般要求事項	ISO/IEC 17065:2012 (JIS Q17065:2012)	2012年9月15日 (2012年12月20日)	JIS
11	試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項	ISO/IEC 17025:2005 (JIS Q 17025:2005)	2005年12月20日 (2005年5月12日)	JIS
12	公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画	平成14年3月29日閣議決定	平成14年3月29日 (平成18年6月16日)	閣議決定
13	検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告(総務省)		平成23年10月14日	勧告

4. 適合性検査の概要

届出事業者は、電気用品の製造又は輸入を行う場合、特定電気用品、特定電気用品以外の電気用品にかかわらず、法第3条による届出、第8条に基づく技術基準適合確認及び検査を行い、個々の電気用品の安全性を担保する義務を有している。

特定電気用品の場合は、届出事業者による法第8条の技術基準適合義務について、国に登録した第三者機関(登録検査機関)の適合性検査によるダブルチェックを受けることを義務付けている(法第9条)。

ダブルチェックの方法として、法第9条第1項では、次の2つの検査方法を規定している。

- 一 当該特定電気用品(以下、「1号検査」という。)
- 二 試験用の特定電気用品及び当該特定電気用品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他経済産業省令で定めるもの(以下、「2号検査」という。)

2号検査を選択する場合は、同一の型式に属するものであれば、政令で定める期間適合性検査を免除される。このため、届出事業者による法第8条の技術基準適合義務等が適切に行われるかどうかの能力を評価する必要があることから、届出事業者が特定電気用品の検査を行う能力があるかを確認するものである。

適合性検査は、届出事業者が行うべき法第8条技術基準適合義務等と独立して行われる必要があることに留意する必要がある。

なお、適合性検査は、当該特定電気用品の販売を行う前までに完了しなければならない。

5. 適合性検査に要求される事項

5.1. 電安法の法令要求事項

5.1.1 登録

登録検査機関になろうとする者は、法第29条により登録申請を行う。

申請を受理した国は、欠格事項に該当しないこと(法第30条)、登録の基準を満たすこと(法第31条第1項各号)を書類調査及び実地調査によって確認した後、登録簿に登録するとともに、その旨を公示する。

書類審査や現地調査、是正措置、官報掲載の手続き、業務規定の届出等の手続きに約6か月程度要することを踏まえ、申請を行う必要がある。

登録の申請を受け、国は、書類調査を行った後、現地調査を行う。書類調査において登録の基準を満たさない場合は、その時点で調査を終了し、その旨を申請者に通知する。現地調査において同様に登録の基準を満たさない場合もその時点で調査を終了し、その旨を申請者に通知する。

外国登録検査機関になろうとする者は、電安法に基づく制度を理解し、国内に流通する電気用品の適合性検査を行う必要があることから、適切な日本語能力が必要とされる。登録調査についても、日本語で行うため、外国登録検査機関になろうとする者は日本語で対応できるよう、通訳等の人員の確保が必要である。

国は、必要な調査を独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)にさせることができる。(法第29条第2項)

(1) 登録の申請

登録の申請を行う際には、施行規則第20条に基づき申請書に次の書類を添付すること。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 登記簿の抄本又はこれに準じるもの② 申請者が法第30条各号の欠格事項に該当しないことを示す書類(宣誓書(様式1))③ 申請者が法第31条第1項各号の規定に適合することを示す書類(宣誓書(様式2)、業務規定、品質マニュアル及び関係する品質文書) |
|---|

(2) 登録の維持

登録検査機関は、登録の基準である法第31条第1項各号を常に満たすよう維持しなければならない。

第1号の維持に関して、登録検査機関は、登録の際に確認を受けた適合性検査を行うた

めの仕組みを構成する文書(業務規定、品質マニュアル及び関係する品質文書)を最新のものに維持、管理する仕組みを構築し、これに基づき維持しなければならない。

業務規定に変更が生じたときは、速やかに業務規定(変更)届出の手続きを行わなければならない。

第2号の維持に関して、第三者機関として受検事業者からの独立性を要求しているものであり、役員の交代において必ずイ、ロ、ハのそれぞれの規定内容を満たすことを確認する仕組みを構築し、これに基づき確認しなければならない。

5.1.2 登録の更新

登録の有効期間は、3年間(施行令第2条第2項)と規定されている。

登録の更新の手続きについては、「5.1.1 登録」と同じ手続きとなる。更新の申請についても更新期限の6か月前までに行うこと。

5.1.3 適合性検査の義務

登録検査機関は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく適合性検査を行わなければならない。(法第33条第1項、法第42条の3)このため、登録した特定電気用品の区分(施行規則第19条)に属する特定電気用品すべてに対して適合性検査を行えるようにしなければならない。

登録検査機関は、公正に、かつ、技術基準に適合する方法により適合性検査を行わなければならない。(法第33条第2項、法第42条の3第2項)

5.1.4 業務規定(変更)届出

業務規定は、法第35条に基づき登録検査機関の業務内容を規定した法定文書である。

業務規定は、業務を開始しようとする日(又は変更された業務規定の施行日)の2週間前までに届け出なければならない。

同一の機関で電安法に基づく適合性検査とそれ以外の業務を行っている場合であっても、業務規定は、電安法業務の最上位文書として個別に作成しなければならない。なお、個別のプロセスについては、誰の責任で何をやるのかを業務規定に明示したうえで、社内でも共通的に使用されている品質マニュアルを引用しても良い。

業務規定の記載事項は、特段の理由がある場合を除き、施行規則の記載順番に則って記載することが望ましい。

業務規定は国内法に基づく届出文書であることから、言語は日本語で作成しなければならない。引用文書は、外国語でも差し支えないが、審査や立入検査の際にその場で日本語訳が求められるため、速やかに日本語で説明できる体制を講じておく必要がある。

業務規定に記載すべき事項は、施行規則第25条第3項に11項目が規定されている。

このうち、特に記載において留意する点は以下のとおり。

- ① 施行規則で求められる11項目の内容については、5W1Hを具体的に記述しなければならない。詳細な実施手順は、各機関の内部文書を引用してもよい。
- ② 第3号の検査員の配置については、適合性検査を実施する検査員だけでなく、検査結果を評価し、証明書の交付を決定する一連の関係者を含む適合性検査員の配置を含む。個人名を業務規定本体に記載する場合は、人事異動に伴い、業務規定変更届出が必要となる。
- ③ 第9号の他の事業者への委託が無い場合は、「委託しない」旨を記載する必要がある。
- ④ 第10号はいわゆるIECEE/CBスキームを指す。業務規定に記載する際は、経済産業省告示727号に基づき、正式名称を記載する必要がある。なお、CB報告書を活用した場合であっても、適合性検査の最終責任は登録検査機関にある。このため、CB試験報告書に記載された内容及び国家間の差異をレビューし、必要な場合は、追加試験を実施するなど、CB試験報告書の検証を適切に行うことが必要であることから、その旨の記載が必要である。
- ⑤ 第11号の「前各号に掲げるもののほか、適合性検査の業務に関し必要な事項」については、登録検査機関が電安法及び関係する法令要求に基づいて適切に業務を行う上で必要となる事項を記述しなければならない。これには、以下の具体的な内容を含む。
 - 法第31条第1項第1号で引用される基準に従って、適合性検査業務を運営するために必要な事項
 - 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に基づく適合性検査の透明性の確保に関する事項
 - 法第8条に関わる依頼試験業務を行っている場合には、当該業務が適合性検査業務の客観性又は公平性に影響を及ぼさない運営管理方法に関する事項
 - 適合性検査の合格条件、不適合に対する取り扱いに関する事項

5.1.5 事業所の変更

適合性検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間までに、施行規則様式第12による届出書を経済産業大臣に提出すること。¹(法第34条)

適合性検査を行う事業所とは、適合性検査業務の受付け、試験、適合証明書の交付を行う場所をいう。

5.1.6 業務の休廃止

適合性検査業務の休廃止を行う場合には、施行規則様式第14の届出書によってあらかじめ経済産業大臣に届け出なければならない(法第36条)。

休廃止を行ったときは、登録検査機関としての権能を失う。このため、休廃止を行った電気用品の区分に対する副本の交付や適合証明書の再交付等の登録検査機関としての業務を行うことはできなくなることを踏まえ、届出を行う時期を考慮しなければならない。

なお、休廃止の届出をもって、法第33条第1項による適合性検査を実施しない正当な理由とすることができる。

5.1.7 登録の取消し等

登録の取消しを受けた場合、法第30条第2号の欠格事項に該当することから、2年間は登録検査機関の登録の申請ができない。

① 国内登録検査機関の場合

登録検査機関が登録の基準(法第31条)を満たさなくなった場合、国は、当該登録検査機関に対し、適合するために必要な措置をとることを命ずることができる(適合命令 法第40条)。これに従わない場合には、業務の一時停止を行うことができる。(法第41条)

登録検査機関が、適合性検査の義務(法第33条)に違反していると認める場合、国は、当該登録検査機関に対し、適合性検査を行うべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとることを命ずることができる(改善命令 法第40条の2)ほか、業務の取消を行うことができる(法第41条)。

② 外国登録検査機関の場合

登録検査機関が登録の基準(法第31条)を満たさなくなった場合、国は、当該登録検査機関に対し、適合するために必要な措置をとることを請求することができる(法第42条の3第2項で準用する適合請求)。これに応じない場合には、登録の取消しを行うことがで

¹ 官報公示手続きに最短で2週間を要することを踏まえ、事業所の変更日を官報公示に間に合わせたい場合は余裕を持って届け出る必要がある。

きる（第42条の4）。

登録検査機関が、適合性検査の義務（法第42条の3）に違反していると認める場合、国は、当該登録検査機関に対し、適合性検査を行うべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとることを請求することができる（法第42条の3第2項で準用する改善請求）ほか、業務の取消を行うことができる（法第42条の4）。

5.1.8 帳簿の備え付け

登録検査機関は、適合性検査の申請を受付け及び試験の結果等について、法令要求に従い帳簿を備え付け、検査結果を記録しなければならない（法第42条第1項、施行規則第27条）。

電磁的に記録を行う場合については、①ログ、②アクセス、③バックアップ、④セキュリティ対策等、⑤スキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）による読取による取扱い、⑥情報システムの運用管理、⑦情報システムの点検・監査の7項目について必要な対策を講じなければならない（施行規則第28条に規定する経済産業省・環境省告示第2号、平成17年3月29日）。

5.1.9 財務諸表の備置及び閲覧

登録検査機関は、財務諸表等（財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書）を事務所に備え置くとともに、受検事業者その他利害関係人からの請求があったときは、業務時間内であればいつでも公開しなければならない（法第37条）。

登録検査機関は、業務規定に記載した事業所全てに財務諸表を備え置くとともに、業務時間内においていつでも公開すること、法第37条第2項各号による請求があった時の手順及び、同条第2項2号及び4号による謄本や抄本の請求があったときの費用について、規定しなければならない。

5.2. 適合性検査に関する電安法以外の要求事項

登録検査機関は、「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告（平成23年10月総務省）」（表2参照）に基づき、事業運営の透明性確保の観点から最低限次の事項を満たす必要がある。

- ① 手数料の積算根拠の公開を徹底すること
- ② 会計処理を区分経理とすること

また、「3 申請手続の負担軽減等の推進」についても、可能な限り対応する必要がある。

表 2 総務省勧告(平成 23 年 10 月)の概要

- | |
|--|
| <p>1 手数料等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">① 手数料等の積算根拠がないものについてはその妥当性を検証すること② 不適切な設定となっている手数料等については速やかに改善措置を講ずること③ 手数料等の積算根拠について公開を徹底すること <p>2 会計処理の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none">① 事業ごとの収支状況が分かる支出明細書等を作成するなど区分経理を適切に実施すること② 事業の収支状況をインターネットで公開すること③ 不適切な積立てとなっている引当資産を見直し、これを踏まえた手数料等の引下げを行うこと <p>3 申請手続の負担軽減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none">① 申請手続や資格取得要件等が不適切となっている制度や受験者数が減少している制度については見直しを行うこと(申請手続の簡素化、資格取得要件の緩和、制度の統廃合等)② 利用者への配慮を徹底すること(試験実施時期の見直し等) |
|--|

6. 適合性検査機関の組織と運営

6.1. 適合性検査業務の実施体制の構築

登録検査機関は、法第 33 条に基づき、公正にかつ経済産業省令で定める方法により適合性検査を行わなければならない。この他、登録検査機関は、登録検査機関に対する法令により求められる事項及び法令以外の要求により求められる事項を満足しなければならない。

このため、適合性検査機関は法第 35 条に基づいた業務規定を制定し、適合性検査を適切に行う検査実施体制を構築するとともに、必要な文書規定を制定しておく必要がある。

登録検査機関の登録の基準(法第 31 条第 1 項 1 号)で引用される ISO/IEC 17065:2012 7.1.1 項において「認証機関は、認証スキームの下でその認証活動を運営しなければならない」と規定されている。

登録検査機関は、ISO/IEC 17065:2012、法の登録検査機関に関する要求、技術基準確認及び同基準に基づく検査・試験要求その他表 1 にリストした要求事項など、関係する要求をすべて満たす必要がある。その他、適合性検査を公正に、かつ、技術基準に適合する方法で実施するためには、ISO/IEC 17065:2012 の要求事項のうち、特に要員の業務の監視、委託機関の監視、内部監査、マネジメントレビューを確実にを行う仕組みを構築し、維持しなければならない。また、平成 25 年 3 月 31 日までは、ISO/IEC GUIDE65 を登録の基準(法第 31 条第 1 項 1 号)で引用していたが、ISO/IEC GUIDE65 に比べて ISO/IEC 17065:2012 は、①認証機関の公平性管理、②認証プロセスに関わる要員の力量管理、③プロセスアプローチ(プロセス要求事項を含む)等の点で、要求事項がより具体的になり、一部は要求内容が拡大しているため、品質システム構築においては留意する必要がある。

6.2. ISO/IEC 17065:2012 の適用の一部除外について

適合性検査の方法のうち、2号検査を行う場合は、「試験用の特定電気用品及び当該特定電気用品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他経済産業省令で定めるもの」を検査することによって、届出事業者の法第8条の遂行能力評価を行うものである。

ISO/IEC 17065:2012 は製品の認証を行う機関に関する基準であるため、市場監視によるサーベイランス等が規定されているが、適合証明書の交付後、登録検査機関は市場に投入される個々の電気用品には関与していない。

国が試買テスト、通常立入検査等を実施していることを踏まえ、登録検査機関の任意のものとする。

7. 適合性検査申請に対する取り扱い

7.1. 申請の受付

電安法第9条による適合性検査の申請は、届出事業者が行うことのできる行為であることから、当該電気用品の区分に対する届出がなされた事業者であるか、資格要件を確認しなければならない。

その上で、「表3 登録検査機関への申請に必要なもの」に示された事項が記入された各登録検査機関で定める適合性検査申請書及び必要な書類、機材一式が具備されていることを確認した上で適合性検査の申請を受け付けなければならない。

登録検査機関は、以下に記載する適合性検査業務を実施する上で必要となる事項や注意すべき事項について、申請の受付が完了するまでに申請者の同意を得る。

- ① 申請者が適合性検査を実施するために必要な登録検査機関の要求事項を遵守し、特定電気用品の評価に必要なすべての情報を提供する。
- ② 適合証明書は、記載された型式の区分の範囲についてのみ有効であり、有効な適合証明書がない製品には、登録検査機関のロゴ及びPSEマークを記載しない。

登録検査機関は、申請者に対して必要事項をすべて記入し、権限をもった申請者代表²が署名した正式な申請書を提出するよう要求しなければならない。

表3 登録検査機関への申請に必要なもの

1. 申請書
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
申請者が法人の場合、法人名及びその代表者の氏名も必要。
 - (2) 特定電気用品の品名
施行規則別表第二に記載の品名。
 - (3) 型式の区分
施行規則別表第二の「型式の区分」を省略せずに記述されたもの。
 - (4) 構造、材質及び性能の概要
「型式の区分」の要素、区分が判断できる内容が記述されていること。
 - (5) 技術基準
サンプルについて法第8条第1項に基づき適用した基準と同一であること。
 - (6) 特定電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
 - (7) 申請年月日
申請受理日は、申請に必要なすべてのものが提出されたことが確認された日とする。

² 権限をもった申請者代表とは、必ずしも当該申請法人の代表者である必要はなく、法人の中で当該申請について権限を与えられたものであれば良い。

2. 検査設備リスト
施行規則別表第四に規定された検査設備のリスト及びその関連資料。
3. サンプルに関するもの
 - (1) サンプル
サンプルには、該当する場合その部品等を含み、試験を実施する上で必要な数がそろっていること。
 - (2) 回路図
 - (3) 重要部品リスト(安全性確保に影響すると考えられる部品・材料)
 - (4) 取扱説明書(製品販売時に添付するもの、日本語版)
 - (5) 完成品・使用部品等の仕様書、構造図、配線図、基板のパターン図等
 - (6) 使用部品・材料の証明書(該当するものがある場合)
 - (7) 特殊操作・扱い等ある場合、それを記した文書
 - (8) 定格表示ラベル(製品への直接印刷・刻印等ラベル以外の場合、そのデザイン図)
4. 委任状
申請者が、他者に申請に関わる権限を委任する場合に限る。委任状には、委任権限の範囲・その期間、担当者連絡先等必要な事項を記し、申請者の署名あるいは捺印が必要

7.2. 委任状の取り扱い

申請者が委任状を発行することによって、権限委任された者が申請に関する手続きを行っている場合、登録検査機関は、委任状が当該申請に対して適切であることを確認する。

7.3. 製造工場の取り扱い

製造工場とは、電気用品を最終的な製品として完成する事業場をいい、単に製品の検査を行うだけの場所は含まれない。

7.4. 適合性検査の継続

届出事業者が、既に交付された適合証明書の有効期間と連続するように新たな適合証明書の交付を受けようとする場合には、既に保有している適合証明書の有効期間内に新しい適合性検査の申請を行うことになる。

この場合登録検査機関が、あまりにも早く申請を受領して事業者の能力確認を早い時期に行ってしまうと、結果として施行令で定めている有効期間を延ばしてしまうことになりえる。

このため、既に交付した適合証明書の有効期間に連続するように、交付日を調整して適合証明書を交付する場合には、直近の検査証明書の有効期間満了の6か前から申請を受け付ける。

なお、同一の型式の区分において、複数の適合証明書を保有することは妨げられないため、有効期間が連続しないでもよい場合には上記によらないことができる。

8. 適合性検査の実施

8.1. 試験及び工場調査の実施並びに結果の評価

8.1.1 適用基準の選定

適用基準の詳細については、「電気用品の技術上の基準を定める省令」（以下、「技術基準省令」という。）、及び「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」等から適切なものを選定し適用しなければならない。

8.1.2 適合性検査の実施方法

適合性検査のうち、試験を行う部門に対しては、ISO/IEC 17065 が引用する ISO/IEC 17025 に規定された試験、検査及び審査登録を実施する機関または要員の適切性及び能力についての要求事項のうち該当するものを適用しなければならない。試験業務の一部を委託先機関に行わせる場合も同様に取り扱う。

(1) 適合性検査の方式

法第9条第1項第1号に規定される適合性検査は「当該特定電気用品そのもの」の検査により行う。

法第9条第1項第2号による適合性検査を行う場合、登録検査機関は、事業者から提出されたサンプルについて、法第8条第1項に規定する技術基準への適合性及び、届出事業者の工場又は事業場における検査設備の保有状況と管理の適切性について評価を行い、適合証明書を交付するものとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 試験実施部署は、申請者からの申込内容を確認した上で、施行規則第14条により適切な技術基準を適用して、当該特定電気用品の試験を実施する。② 設備確認実施部署は、申請者からの申込内容を確認した上で、施行規則第14条及び施行規則第15条により、当該工場の検査設備の確認を実施する。③ 適合証明書(又は同等証明書)を交付した工場であって下記の全ての条件を満たす場合は、書面により検査設備を確認することができる。<ul style="list-style-type: none">● 当該適合証明書(又は同等証明書)の有効期間が6か月以上残っていること。● 当該特定電気用品が当該適合証明書(又は同等証明書)の電気用品の区分に含まれること。● 当該工場の検査設備に変更が無いこと。 |
|---|

(2) 委託機関での試験及び検査

登録検査機関は適合性検査における試験及び検査の業務について、その一部を他機関

(以下「委託機関」という。)に委託することができる。

委託機関については、その名称、所在地及び委託する適合性検査の内容を業務規定に記載して届出することが求められているが、証明書交付業務(検査報告書の承認含む)は委託せず、国に登録された登録検査機関が行うこと。

委託先については以下の能力を満たしていることを確認し、責任の範囲を明確にした請負契約を締結すること。

- ① 委託先機関は、法人格を有していること。
- ② 委託先機関は、委託する適合性検査の内容について客観的、公平に実施する能力を有していること。
- ③ 登録検査機関は、委託先機関に対して定期的な監査を実施し、その記録を保存していること。

なお、適合性検査を外部委託で行う場合は、事前に申請者の同意を得る必要がある。

(3) 外部設備を利用した試験

適合性検査の一部試験について、登録検査機関が外部の試験設備を借り受けて試験を実施することができる。この場合、当該試験設備が登録検査機関の規定する試験環境を満足する必要がある。

(4) 外部データの活用

外部データを登録検査機関が活用する場合には、当該データが電安法の技術基準に照らして技術的に適切であり、かつ、ISO/IEC 17025による機関運営がなされていることを確認した上で活用することができる。

(5) 基準不適合に対する改善

登録検査機関は適合性検査において不適合が発生した場合は、速やかに申請者にその内容を連絡し期間を定めて改善を求める。この場合、適合証明書を得る上での障害となる事項について、事業者への助言を行ってはならない。

不適合を検出した場合、その程度によって、不合格とする、是正処置をどのようにするかを業務規定で具体的に記載することが必要である。

8.2. 適合性検査の最終決定

登録検査機関は、評価委員会を設けるか、適合性検査の結果の評価を行う能力のある要員(評価員)を指名して適合性検査の試験及び工場調査その他、適合性検査の最終決定に必要な要件を満たしているか評価をさせる。

登録検査機関は、適合性検査の最終決定のために必要な情報を取り纏めて、評価報告書

を作成する。

これら評価に必要となる手順については、品質システムの中で文書化し、中立・公正に評価を行うこと。

評価委員会の委員及び評価員は、当該電気用品の試験又は検査に関する知見を持つものから選任するが、以下のいずれかに該当するものは選任しない。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 当該電気用品に関する受検事業者、その他利害関係のある事業者としての活動を過去2年以内に行った者② 評価する電気用品そのものについて適合性検査の試験又は工場調査に携わった者③ 評価する電気用品そのものについて適合性検査業務以外の業務に携わった者 |
|---|

適合性検査の最終決定は、評価報告書など評価プロセスで収集した情報および他の関連情報に基づいて当該登録検査機関自らが行わなければならない。

9. 適合証明書の交付

9.1. 適合性評価の様式

適合証明書には、施行規則第16条で定められた項目を網羅し、適合証明書の様式例に準じた書式を用いること。

別紙として記述する型式の区分については、施行規則別表第2による区分のままとし、該当する区分がない場合にあっても、要素の欄を削らないものとするとともに、区分の組み合わせについても言及すること。

9.2. 適合証明書の交付

法第9条第1項第1号又は第2号の検査の結果、技術基準に適合しているときは、法第9条第2項に基づき申請事業者に対し、技術基準に適合している旨を記載した証明書を交付することができる。

適合証明書は紙媒体で交付しなければならない。偽造防止対策(すかしやコピーガードなど)を施すことが望ましい。電子媒体(PDF等)で交付してはならない。

追補、適合同等証明書及び副本の交付についても同じ取り扱いとする。

9.3. 適合証明書の追補と副本

9.3.1 事業者の変更に関する対応について

法第9条第1項第2号の適合性検査を受検した申請者から次に該当する変更の申し込みがあった場合は、既に交付した証明書に対して追補を交付する。追補の交付を行う際、確認された検査設備と異なる場合は、新たに工場調査を行う。

(1) 追補の交付を行う場合

- ① 証明書等に記載された申請者の名称、住所に変更があった場合(住所変更については、表記の変更及び移転した場合を含む。)
- ② 証明書等に記載された製造工場の名称、住所に変更があった場合(表記のみの変更であり、場所の移転を伴わない場合に限る。)

(2) 工場調査を行った上で追補の交付を行う場合

- ① 証明書等に記載された製造工場を移転させようとする場合。
- ② 証明書等に申請者と同じ法人である別の製造工場を追加しようとする場合。

(3) 新規扱いとなる場合

証明書等に記載された複数の製造工場のうちの一部を、他の届出事業者に移管した場合、移管された製造工場については新規扱いとなる。

9.3.2 適合同等証明書及び適合証明書の写し（副本）の交付

法第9条には、「証明書と同等なもの」が規定されている。有効期限内にある「証明書と同等なもの」を保存することにより、法第9条第1項を省略することができる。

具体的な規定は、施行規則第13条第1号、第2号に規定されている。

第1号：外国の製造事業者が製造する特定電気用品を輸入する際の手続き

第2号：国内の製造事業者が製造したものを逆輸入する場合の手続き

第3号：現在定められていない

(1) 施行規則第13条第1号による適合同等証明書交付手続き等について

外国の製造事業者が製造した特定電気用品を輸入する場合の「証明書と同等なもの」に関する手続きの流れを「図1 施行規則第13条第1号による手続きの流れ」に示す。

- ① 特定電気用品を製造する外国の製造事業者は、登録検査機関に適合性検査に相当する検査の受検を申請する。
- ② 検査に合格した場合、登録検査機関から、「適合同等証明書」が交付される。
- ③ 同等証明書がカバーする特定電気用品を輸入しようとする輸入事業者は、当該工場に、「適合同等証明書の写し(副本)」の交付を求める。
- ④ 当該外国製造事業者は、登録検査機関に「適合同等証明書の写し(副本)」の交付を申請する。
- ⑤ 登録検査機関は、「適合同等証明書の写し(副本)」を発行する。
- ⑥ 外国製造事業者は、登録検査機関から交付を受けた「適合同等証明書の写し(副本)」を輸入業者に渡す。
- ⑦ 輸入事業者は、有効期間内にある「適合同等証明書の写し(副本)」を保存することをもって、法第9条の適合性検査を省略することができる。

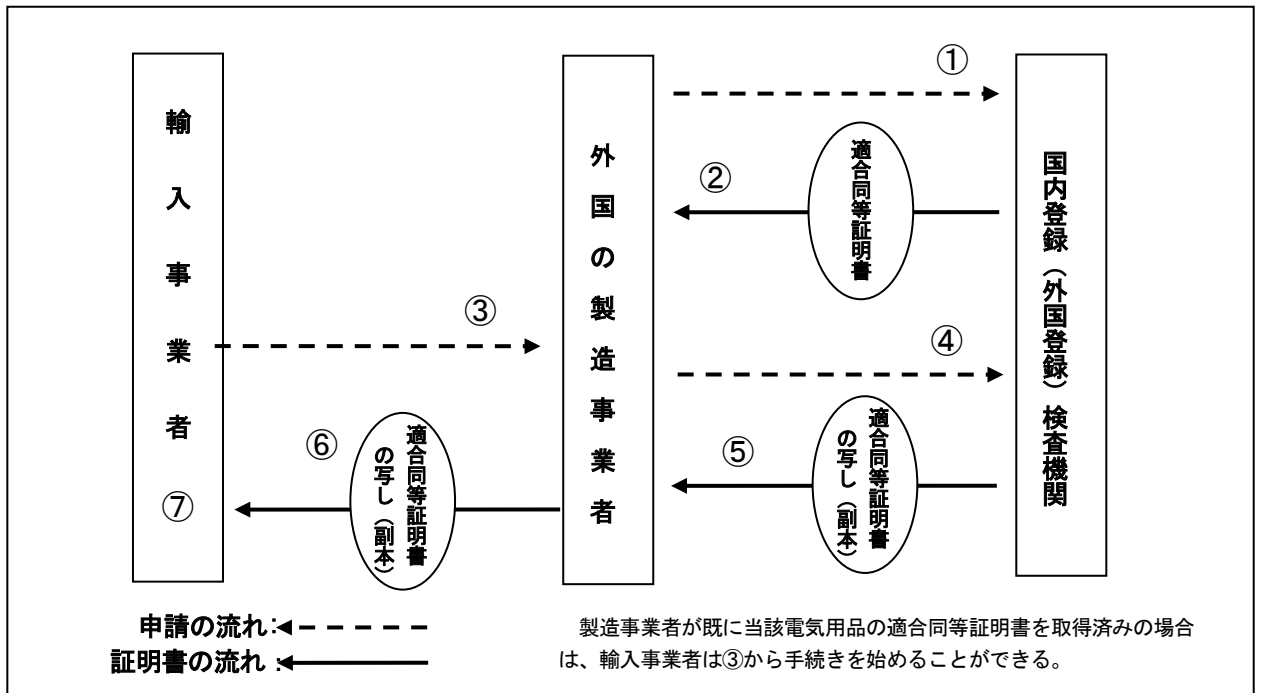


図 1 施行規則第 13 条第 1 号による手続きの流れ

(2) 施行規則第13条第2号による適合証明書の写し(副本) 交付手続きについて

国内の製造事業者が製造した特定電気用品が一度輸出され、逆輸入する場合の「証明書と同等なもの」に関する手続きの流れを「図2 施行規則第13条第2号による手続きの流れ」に示す。

- ① 特定電気用品を製造する国内の製造事業者は、登録検査機関に適合性検査の受検を申請する。
- ② 検査に合格した場合、登録検査機関から、「適合証明書」が交付される。
- ③ 輸出された適合証明書がカバーする特定電気用品を逆輸入しようとする輸入事業者は、国内の製造事業者に、「適合証明書の写し(副本)」の交付を求める。
- ④ 当該国内製造事業者は、登録検査機関に「適合証明書の写し(副本)」の交付を申請する。
- ⑤ 登録検査機関は、「適合証明書の写し(副本)」を発行する。
- ⑥ 国内製造事業者は、登録検査機関から交付を受けた「適合証明書の写し(副本)」を輸入事業者に渡す。
- ⑦ 輸入事業者は、有効期間内にある「適合証明書の写し(副本)」を保存することをもって、法第9条の適合性検査を省略することができる。

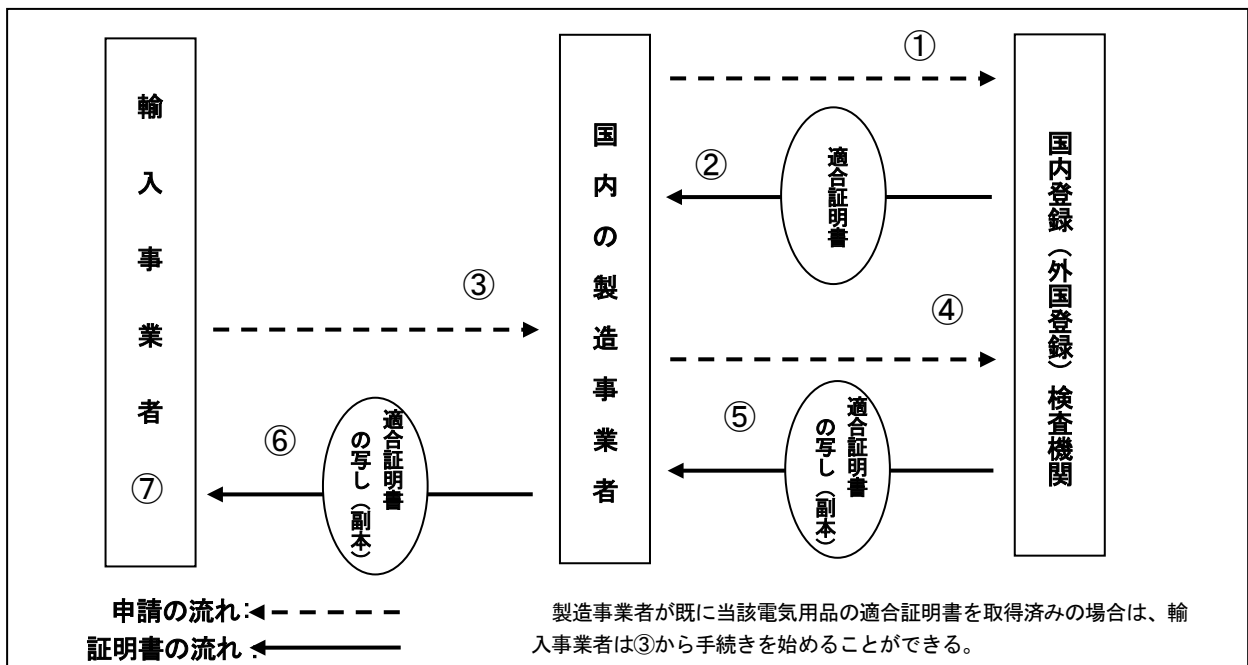


図2 施行規則第13条第2号による手続きの流れ

10. 苦情及び異議申し立て

登録検査機関は、申請者又は他の当事者から提起された苦情及び異議申し立てに関する処理について、ISO/IEC 17065:2012 7.13に従って、受領、評価及び決定するための文書化されたプロセスを持ち、それを解決するためにとった処置を記録し、処理経過を追跡できるようにすること、受領した苦情及び異議申し立てが責任を負う認証活動に関連するかどうかを確認し、関連があれば処理すること、正式に受領する際は申立者に通知すること、情報の収集と検証に責任を持つこと、解決するための決定は該当する認証活動に関与しなかった者が行うこと、利害抵触のない者（コンサルティング等の終了後2年）が行うこと、処理プロセスの結果及び終了の通知をすること（苦情の場合は可能な場合、異議申し立ての場合は必須）、解決するためにはそれ以降も全ての必要な処置をとることを確実にしなければならない。

11. 各種様式

11.1. 電気用品安全法施行規則に基づく様式

様式第 11 登録の申請(法 29 条、32 条、規 20 条、23 条)

様式第 11(第 20 条、第 23 条関係)

登録(登録の更新)申請書

年 月 日

経済産業大臣 ○○ ○○殿

住所

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名 印

電気用品安全法第 29 条第 1 項(第 32 条第 2 項において準用する第 29 条第 1 項)の規定により同法第 9 条第 1 項(第 32 条第 1 項)の登録(登録の更新)を受けたいので、次のとおり申請します。

1 適合性検査を行う特定電気用品の区分

2 事業所の名称及び所在地

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 12 事業所の変更届出(法 34 条、規 24 条)

様式第 12(第 24 条、第 30 条関係)

事業所変更届

年 月 日

経済産業大臣 ○○ ○○殿

住所

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

電気用品安全法第 34 条(第 42 条の 3 第 2 項において準用する第 34 条)の規定により、次のおり届け出ます。

- 1 変更しようとする事業所の名称及び所在地
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 3 は、新設、移転又は廃止の別及びその理由を記載すること。

3 1 は、変更前及び変更後を対照して記載すること。

様式第 13 業務規定の届出(法 35 条、規 25 条)

様式第 13(第 25 条、第 30 条関係)

業務規定(変更)届出書

年 月 日

経済産業大臣 ○○ ○○殿

住所

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

電気用品安全法第 35 条第 1 項(第 42 条の 3 第 2 項において準用する第 35 条第 1 項)の規定により業務規定(業務規定の変更)を別添のとおり届け出ます。

1 変更の内容

2 変更の理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 1、2 は業務規定変更の届出の場合に記載すること。

様式第 14 業務の休廃止届出(法 36 条、規 26 条)

様式第 14(第 26 条、第 30 条関係)

業務休止(廃止)届出書

年 月 日

経済産業大臣 ○○ ○○殿

住所

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

電気用品安全法第 36 条(第 42 条の 3 第 2 項において準用する第 36 条)の規定により、
適合性検査の業務の一部(全部)の休止(廃止)を次のとおり届け出ます。

- 1 休止(廃止)しようとする適合性検査の業務の範囲

- 2 休止(廃止)の年月日

- 3 休止の期間

- 4 休止(廃止)の理由

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

11.2. 登録の際に必要な様式例

様式1 適合宣誓書(法第30条)(例)

電気用品安全法施行規則第20条第2号

申請者が法30条各号の規定に該当しないことを説明した書面

適合宣誓書

年 月 日

経済産業大臣 ○○ ○○殿

申請者名 * * * * *

住所 * * * * *

代表者名 * * * * *

(申請者名)は、電気用品安全法(以下「法」という。)第30条に定める下記の各号の規定に該当しないことをここに宣誓します。

- 一 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 法第41条又は42条の4第1項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(備考)その他、上記のことを証明できる書類を添付すること。

様式2 適合宣誓書(31条)(例)

電気用品安全法施行規則第20条第2号

申請者が法31条第1項各号の規定に適合することを説明した書面

適合宣誓書

年 月 日

経済産業大臣 ○○ ○○殿

申請者名 * * * * *

住所 * * * * *

代表者名 * * * * *

(申請者名)は、電気用品安全法(以下「法」という。)第31条第1項に定める下記の各号の規定に適合することをここに宣誓します。

- 一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合するものであること。
 - 二 第九条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特定電気用品を製造し、又は輸入する届出事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検事業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。
 - ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員)に占める受検事業者の役員又は職員(過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。
 - ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、受検事業者の役員又は職員(過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。
- (備考)その他、上記のことを証明できる書類を添付すること。

11.3. 適合証明書等の様式例

(製造事業者用)

適合証明書

電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準及び同法第9条第2項の経済産業省令で定める基準(法第9条第1項第2号に係る検査に係るものに限る)に適合していることを証明します

1. 証明書番号 :
2. 交付年月日 : 年 月 日
3. 有効年月日 : 年 月 日
4. 申込者名
住所 :
氏名又は名称 :
5. 特定電気用品名 :
6. 型式の区分 : 別紙のとおり
7. 製造工場名 :
住所 :
氏名又は名称 :
8. 適用試験規格 :
9. 適合性検査の方法 :
 - 1) 試験用の特定電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に定める方法
 - 2) 当該特定電気用品に係る届出事業者又は事業場における検査設備については、電気用品安全法施行規則別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる方法
10. 注意事項
 - 1) この適合証明書は、提出された試験用の電気用品に関して評価を行った上で交付したものであり、同一の型式の区分にある電気用品について電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準適合確認の義務を履行したことを示すものではありません。
 - 2) この適合証明書は、別紙に記載されている型式の区分の範囲内及び区分の組み合わせについてのみ有効です。

登録検査機関名
代表者名
住所

適合証明書

電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準及び同法第9条第2項の経済産業省令で定める基準(法第9条第1項第2号に係る検査に係るものに限る)に適合していることを証明します

1. 証明書番号 :
2. 交付年月日 : 年 月 日
3. 有効年月日 : 年 月 日
4. 申込者名
住所 :
氏名又は名称 :
5. 特定電気用品名 :
6. 型式の区分 : 別紙のとおり
7. 製造事業者名 :
住所 :
氏名又は名称 :
8. 製造工場名 :
住所 :
氏名又は名称 :
9. 適用試験規格 :
10. 適合性検査の方法 :
 - 1) 試験用の特定電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に定める方法
 - 2) 当該特定電気用品に係る届出事業者又は事業場における検査設備については、電気用品安全法施行規則別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる方法
11. 注意事項
 - 1) この適合証明書は、提出された試験用の電気用品に関して評価を行った上で交付したものであり、同一の型式の区分にある電気用品について電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準適合確認の義務を履行したことを示すものではありません。
 - 2) この適合証明書は、別紙に記載されている型式の区分の範囲内及び区分の組み合わせについてのみ有効です。

登録検査機関名
代表者名
住所

適合同等証明書

(和英)

電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準及び同法第9条第2項の経済産業省令で定める基準(法第9条第1項第2号に係る検査に係るものに限る)に適合していることを証明します
(和英)

1. 証明書番号：(和英)
2. 交付年月日： 年 月 日(和英)
3. 有効年月日： 年 月 日(和英)
4. 申込者名：(和英)
住所：(和英)
氏名又は名称：(和英)
5. 特定電気用品名：(和英)
6. 型式の区分：別紙のとおり(和英)
7. 製造工場名：(和英)
住所：(和英)
氏名又は名称：(和英)
8. 適用試験規格：(和英)
9. 適合性検査の方法：
 - (1) 試験用の特定電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に定める方法(和英)
 - (2) 当該特定電気用品に係る届出事業者又は事業場における検査設備については、電気用品安全法施行規則別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の

欄に掲げる方法（和英）

10. 注意事項

- (1) この適合同等証明書は、提出された試験用の電気用品に関して評価を行った上で交付したものであり、同一の型式の区分にある電気用品について電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準適合確認の義務を履行したことを示すものではありません。（和英）
- (2) この適合同等証明書は、別紙に記載されている型式の区分の範囲内及び区分の組み合わせについてのみ有効です。（和英）

登録検査機関名（和英）

代表者名（和英）

住所（和英）

適合証明書

(副本)

この適合証明書の写は、 年 月 日付で交付された正本（証明書番号： ）と相違ないことを証明します

1. 副本番号：

2. 交付年月日： 年 月 日

3. 申込者名：
住所：
氏名又は名称：

4. 総ページ数：

(交付済みの適合証明書の写を添付)

登録検査機関名

代表者名

住所

適合同等証明書

(副本)

(和英)

この適合同等証明書の写は、 年 月 日付で交付された正本(証明書番号：)と相違ないことを証明します(和英)

1. 証明書番号：(和英)

2. 交付年月日： 年 月 日(和英)

3. 申込者名：(和英)

住所：(和英)

氏名又は名称：(和英)

4. 総ページ数：(和英)

(交付済みの適合同等証明書の写を添付)

登録検査機関名(和英)

代表者名(和英)

住所(和英)

登録審査機関に対する電安法・施行規則の規定

H26. 1. 1

電気用品安全法	電気用品安全法施行規則
<p>○電気用品安全法 (昭和三十六年十一月十六日) (法律第二百三十四号)</p> <p>第五章 検査機関の登録等 第一節 検査機関の登録</p> <p>(登録)</p> <p>第二十九条 第九条第一項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める特定電気用品の区分(以下単に「特定電気用品の区分」という。)ごとに、適合性検査を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に、当該申請が第三十一条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項の登録を受けることができない。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 第四十一条又は第四十二条の四第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの</p>	<p>○電気用品安全法施行規則 (昭和三十七年八月十四日) (通商産業省令第八十四号)</p> <p>第五章 検査機関の登録等 第一節 検査機関の登録</p> <p>(登録の区分)</p> <p>第十九条 法第二十九条第一項の経済産業省令で定める特定電気用品の区分は、次のとおりとする。</p> <p>一 電線 二 ヒューズ 三 配線器具 四 電流制限器 五 小形単相変圧器及び放電灯用安定器 六 電熱器具 七 電動力応用機械器具 八 電子応用機械器具 九 交流用電気機械器具(第二号から前号までに掲げるものを除く。) 十 携帯発電機</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第二十条 法第二十九条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、様式第十一による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの 二 申請者が法第三十条各号の規定に該当しないことを説明した書面 三 申請者が法第三十一条第一項各号の規定に適合することを説明した書類</p> <p>第二十一条及び第二十二条 削除</p>

電気用品安全法	電気用品安全法施行規則
<p>(登録の基準)</p> <p>第三十一条 経済産業大臣は、第二十九条第一項の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。</p> <p>一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合するものであること。</p> <p>二 登録申請者が、第九条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特定電気用品を製造し、又は輸入する届出事業者(以下この号及び第三十七条第二項において「受検事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。</p> <p>イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検事業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。</p> <p>ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員)に占める受検事業者の役員又は職員(過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。</p> <p>ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、受検事業者の役員又は職員(過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。</p> <p>2 第九条第一項の登録は、検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>三 登録を受けた者が適合性検査を行う特定電気用品の区分</p> <p>四 登録を受けた者が適合性検査を行う事業所の名称及び所在地</p>	
<p>(登録の更新)</p> <p>第三十二条 第九条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>2 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。</p>	<p>(登録の更新の手続)</p> <p>第二十三条 法第三十二条第一項の規定により、検査機関が登録の更新を受けようとする場合は、第十九条及び第二十条の規定を準用する。</p>

電気用品安全法	電気用品安全法施行規則
<p>第二節 国内登録検査機関</p> <p>(適合性検査の義務)</p> <p>第三十三条 第九条第一項の登録を受けた者(国内にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「国内登録検査機関」という。)は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。</p> <p>2 国内登録検査機関は、公正に、かつ、技術基準に適合する方法により適合性検査を行わなければならない。</p>	<p>第二節 国内登録検査機関</p>
<p>(事業所の変更)</p> <p>第三十四条 国内登録検査機関は、適合性検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。</p>	<p>(事業所の変更の届出)</p> <p>第二十四条 国内登録検査機関は、法第三十四条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第十二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p>
<p>(業務規定)</p> <p>第三十五条 国内登録検査機関は、適合性検査の業務に関する規定(以下「業務規定」という。)を定め、適合性検査の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 業務規定には、適合性検査の実施方法、適合性検査に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかななければならない。</p>	<p>(業務規定)</p> <p>第二十五条 国内登録検査機関は、法第三十五条第一項の規定により業務規定の届出をするときは、適合性検査の業務を開始しようとする日の二週間前までに、様式第十三による届出書に業務規定を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、法第三十五条第一項後段の規定による業務規定の変更の届出に準用する。</p> <p>3 法第三十五条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 適合性検査の業務を行う時間及び休日に関する事項 二 適合性検査の業務を行う場所に関する事項 三 検査員の配置に関する事項 四 適合性検査に係る料金の算定に関する事項 五 適合性検査に関する証明書の交付に関する事項 六 検査員の選任及び解任に関する事項 七 適合性検査の申請書の保存に関する事項 八 適合性検査の方法に関する事項 九 他の事業者へ適合性検査の一部又は全部を委託する場合は、当該事業者の名称及び所在地並びに委託する適合性検査の内容 十 経済産業大臣が告示で定める国際約束等に基づき他の事業者の検査結果を活用する場合は、当該国際約束等の名称 十一 前各号に掲げるもののほか、適合性検査の業務に関し必要な事項
<p>(業務の休廃止)</p> <p>第三十六条 国内登録検査機関は、適合性検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。</p>	<p>(業務の休廃止)</p> <p>第二十六条 国内登録検査機関は、法第三十六条の規定により適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第十四による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p>

電気用品安全法	電気用品安全法施行規則
<p>(財務諸表等の備置き及び閲覧等)</p> <p>第三十七条 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。</p> <p>2 受検事業者その他の利害関係人は、国内登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、国内登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。</p> <p>一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求</p> <p>二 前号の書面の謄本又は抄本の請求</p> <p>三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p> <p>四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求</p> <p>第三十八条及び第三十九条 削除</p>	<p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)</p> <p>第二十六条の二 法第三十七条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。</p> <p>2 法第三十七条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、国内登録検査機関が定めるものとする。</p> <p>一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>
<p>(適合命令)</p> <p>第四十条 経済産業大臣は、国内登録検査機関が第三十一条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その国内登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第四十条の二 経済産業大臣は、国内登録検査機関が第三十三条の規定に違反していると認めるときは、当該国内登録検査機関に対し、適合性検査を行うべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	

電気用品安全法	電気用品安全法施行規則
<p>(登録の取消し等)</p> <p>第四十一条 経済産業大臣は、国内登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第三十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。 二 第三十三条、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条第一項又は次条の規定に違反したとき。 三 正当な理由がないのに第三十七条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。 四 前二条の規定による命令に違反したとき。 五 不正の手段により第九条第一項の登録を受けたとき。 	
<p>(帳簿の記載)</p> <p>第四十二条 国内登録検査機関は、帳簿を備え、適合性検査に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。</p>	<p>(帳簿)</p> <p>第二十七条 法第四十二条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 適合性検査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 適合性検査の申請を受けた年月日 三 適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第三条第二号の経済産業省令で定める型式の区分 四 適合性検査を行つた特定電気用品の品名並びに構造、材質及び性能の概要 五 適合性検査を行つた年月日 六 適合性検査を実施した検査員の氏名 七 適合性検査の概要及び結果 <p>2 国内登録検査機関は、前項各号に掲げる事項を帳簿に記載するときは、特定電気用品ごとに区分して、記載しなければならない。</p> <p>3 法第四十二条第二項の規定により帳簿を保存しなければならない期間は、令別表第一の上欄に掲げる特定電気用品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(電磁的方法による保存)</p> <p>第二十八条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第四十二条第二項に規定する当該事項が記録された帳簿の保存に代えることができる。</p> <p>2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。</p>
<p>(経済産業大臣による適合性検査業務実施等)</p> <p>第四十二条の二 1～2 (略)</p>	

電気用品安全法	電気用品安全法施行規則
<p>第三節 外国登録検査機関</p> <p>(適合性検査の義務等)</p> <p>第四十二条の三 第九条第一項の登録を受けた者(外国にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「外国登録検査機関」という。)は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。</p> <p>2 第三十三条第二項、第三十四条から第三十七条まで、第四十条、第四十条の二及び第四十二条の規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第四十条及び第四十条の二中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。</p>	<p>第三節 外国登録検査機関</p> <p>第二十九条 削除</p> <p>(国内登録検査機関に係る規定の準用)</p> <p>第三十条 第二十四条から第二十八条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第二十四条中「法第三十四条」とあるのは「法第四十二条の三第二項において準用する法第三十四条」と、第二十五条中「法第三十五条」とあるのは「法第四十二条の三第二項において準用する法第三十五条」と、第二十六条中「法第三十六条」とあるのは「法第四十二条の三第二項において準用する法第三十六条」と、第二十七条中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第四十二条の三第二項において準用する法第四十二条第一項」と、第二十八条中「法第四十二条第二項」とあるのは「法第四十二条の三第二項において準用する法第四十二条第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>(旅費の額)</p> <p>第三十一条 令第二条の三の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。)の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。</p> <p>(在勤官署の所在地)</p> <p>第三十二条 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。</p> <p>(旅費の額の計算に係る細目)</p> <p>第三十三条 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。</p> <p>2 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。</p> <p>3 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。</p> <p>4 経済産業大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。</p> <p>5 機構が、旅費法第四十六条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。</p>

電気用品安全法	電気用品安全法施行規則
<p>(登録の取消し等)</p> <p>第四十二条の四 経済産業大臣は、外国登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第三十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。 二 前条第一項の規定又は同条第二項において準用する第三十三条第二項、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第四十二条の規定に違反したとき。 三 正当な理由がないのに前条第二項において準用する第三十七条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。 四 前条第二項において準用する第四十条又は第四十条の二の規定による請求に応じなかつたとき。 五 不正の手段により第九条第一項の登録を受けたとき。 六 経済産業大臣が、外国登録検査機関が前各号のいずれかに該当すると認め、期間を定めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。 七 経済産業大臣が必要があると認めて外国登録検査機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。 八 経済産業大臣が必要があると認めてその職員に外国登録検査機関の事務所又は事業所において第四十六条第二項に規定する事項についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して、正当な理由なく陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。 九 次項の規定による費用の負担をしないとき。 <p>2 前項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける外国登録検査機関の負担とする。</p> <p>3 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項第八号の規定による検査又は質問を行わせることができる。</p> <p>4 経済産業大臣は、前項の規定により機構に検査又は質問を行わせる場合には、機構に対し、当該検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。</p> <p>5 機構は、前項の指示に従つて第三項に規定する検査又は質問を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。</p>	